

令和6年度 不來方高校における部活動に係る活動方針

1 本校における部活動の在り方について

本校は、普通科に学系制を導入した県内初の高校として、創立以来スポーツ・文化芸術の各分野において、数々の輝かしい実績をあげてきた。中でも部活動は学系制の特色を反映させながら全国レベルの成績を収めており、本校の大きな財産となっている。

また、部活動の在り方が問われている今、「岩手県における部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」（令和6年1月 岩手県教育委員会）の趣旨を踏まえ、以下の活動方針及び細則を定める。

2 活動の方針

- (1) 生徒の健康、安全の確保をしながら指導の充実を図る。
- (2) 合理的でかつ効率的・効果的な部活動を推進する。
- (3) 適切な休養日等を設定する。
- (4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備を図る。

3 日常の部活動について

- (1) 各部顧問は年間の活動予定をもとに、月間活動計画（活動日、休養日、参加予定大会等）を立て、これにもとづいて活動すること。また、下記フォルダ内にある R06 部活動計画一覧 に前月 25 日までに入力し申請すること。

¥¥11.2024 年度(R06 年度)¥01 分掌 ¥03 生徒指導課 ¥R06 部活動関係 ¥R06 部活動計画表 内

- (2) 平日の部活動終了時間等について
 - ① 終了時刻 … 18:45
 - ② 下校時刻 … 18:55※ 帰宅時刻が遅くならないよう、速やかに下校すること。
- ③ 校舎施錠 … 19:00
- (3) 仮入部期間中（4/17～高総体終わり頃）の1年生の部活動について
 - ① 終了時刻 … 18:00※ 1年生が学校生活に慣れるまで、特段の配慮をすること。
- (4) 休日及び長期休業中の部活動について
 - ① 活動時間は、午前または午後の最大3時間程度とする（大会・練習試合・合宿を除く）。
 - ② 登校時の服装は、制服または部指定の運動着とする。
- (5) 休養日の確保について
 - ① 週1日以上の休養日を設け、年間平均で週当たり2日以上の休養日を設けること。
 - ② 土曜日・日曜日のいずれか1日以上を休養日とすることが望ましい。
 - ③ 大会等のため、設定した休養日に活動する場合には、代替日を確保すること。
- (6) 体育館・校舎・グラウンド等の施設使用について
 - ① 器具、用具を大切に使用し、整理整頓を心がけること。
 - ② 絶対に土足をしないこと。屋外での活動部は部室脇のトイレを使用すること。
 - ③ 各施設の戸締り、施錠・鍵の返却（体育教官室へ）、消灯等について、顧問が責任を持つこと。
 - ④ 休日における体育館の開錠・施錠は、活動する部の顧問が責任を持って行う。防犯上の観点から生徒は無断で校舎に立ち入らないこと。
- (7) ピロティー・校舎内におけるトレーニングについて
 - ① ボール類を使つてのトレーニングは禁止とする。
 - ② 多目的ホールについては、顧問同士の話し合いにより使用すること。

- ③ 課外学習や模擬試験等に影響が及ばないよう配慮すること。
- (8) 部室の管理、鍵・貴重品の管理について
 - ① 不在の時間帯は部室を施錠し、貴重品の管理は顧問（またはマネージャー）が一括して行うこと。
 - ② 部室の使用は部活動の時間帯のみとし、部活動終了時に施錠し、鍵を体育教官室に返却すること。
 - ③ 部室の整理整頓を心がける。また、火気・電気機器等は使用しないこと。
- (8) セミナーハウスの使用について（セミナーハウス使用規定参照）
 - ① セミナーハウスを使用する際は、必ず部顧問が帯同・宿泊すること。
 - ② 他の学校等の使用・宿泊を許可する場合も、申請した部の顧問が必ず帯同・宿泊すること。
- (9) 自転車の駐輪場所について
 - ① 自転車は必ず自転車駐輪場を利用すること。校舎・体育館・グラウンド周辺等に駐輪しないこと。
- (10) ゴミ処理について
 - ① 休日の部活動・練習試合等でのゴミ処理及び分別は、顧問の責任で行うこと。
- (11) 事故発生時の対応について
 - ① 事故発生時の応急処置と救急体制を確認しておくこと。
- (12) その他
 - ① 学習やその他の活動を含め、生徒がバランスのとれた高校生活を送ることができるよう、合理的かつ効率的・効果的な部活動となるよう、休養日の設定も含め配慮すること。

4 大会（行事）参加について

- (1) 参加できる大会（行事）について

下記について、「実施要項」を確認のうえ許可する。

 - ① 主催や共催が都道府県以上の高等学校体育連盟、高等学校文化連盟の大会・行事
 - ② 主催や共催が都道府県以上の教育委員会、体育協会の大会・行事で、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟の承認した大会・行事
 - ③ 教育機関、競技団体、教育研究団体等が主催または共催する大会・行事
 - ④ 上記 ①～③ 以外の大会・行事に参加する場合は、「実施要項」を検討のうえ判断する。
- (2) 事前の届出について（部顧問 → 生徒課）
 - ① 実施日の1週間前までに、下記を提出すること。
 - ア 出張伺
 - イ 大会要項（受付文書）の写し
 - ウ 対外活動参加許可願
 - エ 保護者承諾書（押印必要）（顧問私用車に生徒を同乗させる場合）
- (3) 宿泊を伴う大会（行事）について
 - ① 保護者承諾書（押印必要）を必ず受け取ること（1年間の顧問保管）。
- (4) 結果報告等について
 - ① 県大会以上の成績については、結果を職員朝会で報告すること。
 - ② 県大会以上の成績については、大会終了後、速やかに下記に入力すること。

¥¥koz-storage2 ¥103 生徒指導課 ¥R06 部活動・委員会等の記録 内の Excel ファイル

5 大会参加に係る公欠・旅費等について

- (1) 公欠の人数
 - ① 顧問が申請し、許可を受けた人数とする。
 - ② ただし、個人競技においては、【エントリー数 + エントリー数の3割以内】とする。
 - ③ 大会等と定期考査が重なる場合は、エントリー数のみとする。

※ 生徒の旅費補助は、【エントリー数(選手実人数) + 1名】分とする。
- (2) 生徒の旅費補助 … 原則、高総体・新人戦・選抜大会・高文祭等に係るものとする。
 - ① 「教育振興会会計 運用細則」（総務課）を参照のこと。
 - ② 他の大会等については、別途協議のうえ判断する。

6 大会参加料・選手登録料について

- (1) 「教育振興会会計 運用細則」（総務課）を参照のこと。

7 練習試合（合同練習）について

- (1) 練習試合（合同練習）を実施する場合の条件
 - ① 日帰りとし、長期休業中や土日祝祭日、代休日等を実施すること。
 - ② 生徒の学習時間確保と疲労回復を考慮し、**帰校時間は原則 18 時前**とすること。
 - ③ **生徒の経費は全て個人負担**となるため、保護者の経済的負担を考慮して実施すること。
 - ④ 実施可能地域は、県内及び県内に準じる地域（注）とする。… **片道 2 時間程度**
（注）県内に準じる地域：八戸市、弘前市、秋田市、仙台市までの範囲
- (2) 事前の届出について（部顧問 → 生徒課）
 - ① **実施日の 1 週間前までに**下記を提出すること。
 - ア 出張伺（本校が会場の場合は不要）
 - イ 対外活動参加許可願
 - ウ 保護者承諾書（**押印必要**）（顧問私用車に生徒を同乗させる場合）

8 合宿について

A 全ての部に該当する項目

- (1) 宿泊を伴う練習・練習試合・合同練習は合宿として扱う。
- (2) 合宿を実施する場合の条件
 - ① **授業を公欠して実施するものでないこと**。ただし校長が許可したもの、競技団体・教育委員会が主催する選抜合宿等は、この限りでない。
 - ② 実施可能時期は以下のとおりとする。
 - ア 夏季・冬季・春季の休業期間
 - イ GW等の連休期間・土日祝祭日等（土日祝祭日の前日の放課後以降を含む）
 - ウ 上記ア・イの期間で、課外・模試がある場合は、原則、課外・模試を優先させること。
 - エ 原則、考査前 1 週間・考査期間中は実施しないこと。
 - オ いずれの場合も、1 泊につき 1 時間以上の学習時間を確保すること。
- (3) 実施回数・宿泊数の制限等
 - ① 制限適応期間 … 年度（4 月から 3 月末）とする。
 - ② 泊数等の制限 … **宿泊数は合計で 8 泊まで**とする。（1 回の合宿は、4 泊 5 日以内とする。）
- (4) 実施可能地域
 - ① 県内及び県内に準じる地域（注）とする。
 - ② セミナーハウスを利用する合宿もこれに含まれる。
（注）県内に準じる地域：八戸市、弘前市、秋田市、山形市、仙台市までの範囲
- (5) 実施に係る経費
 - ① **生徒の経費は全て個人負担**となるため、保護者の経済的負担を考慮して実施すること。
 - ② 宿泊場所が本校セミナーハウスの場合、顧問には手当として 1 泊当たり 1,500 円を支給する。
（顧問が請求：様式 9 → 【教育活動支援費 生徒引率費】）
- (6) 届出等
 - ① 事前に下記を提出のこと。
 - ア 合宿届
 - イ 対外活動参加許可願
 - ウ 必要に応じて、下記を追加で提出すること。
 - ア) 出張伺
 - イ) セミナーハウス使用申請書

り) 支出伺

エ) 保護者承諾書(顧問私用車に生徒を同乗させる場合)

※ 他校が本校セミナーハウスを利用する場合も、合宿届とセミナーハウス使用申請書を提出すること(引率者名、生徒数・性別、同宿する本校顧問名を明記すること)。

② 保護者承諾書(押印)を必ず受け取ること(1年間の顧問保管)。

B 成績に応じて加算される項目

(1) 県内3大会(高総体・新人戦・選抜大会)で、【ベスト8以上】の成績の部

① 対象者

ア 団体競技で、チームとしてベスト8以上の成績を収めた部

イ 個人競技で、8位以上の成績を収めた生徒

② 上記資格を得た大会から1年間、加算される項目

ア 宿泊数 … 4泊まで加算できる。

イ 実施可能地域 … 東北・関東地方までとする。

(2) 県内3大会(高総体・新人戦・選抜大会)で、【ベスト4以上】の成績の部

① 対象者

ア 団体競技で、チームとしてベスト4以上の成績を収めた部

イ 個人競技で、4位以上の成績を収めた生徒

② 上記資格を得た大会から1年間、加算される項目

ア 宿泊数 … 10泊まで加算できる。(1回の合宿は、5泊6日以内)

イ 実施可能地域 … 北海道・東北・関東・北陸・東海地方までとする。

(3) 県内3大会(高総体・新人戦・選抜大会)等で、【全国大会出場権を獲得】した部

① 対象者

ア 団体競技で、全国大会に出場する部

イ 個人競技で、全国大会に出場する生徒

② 上記資格を得た大会から1年間、加算される項目

ア 宿泊数 … 20泊まで加算できる。(1回の合宿は、6泊7日以内)

イ 実施可能地域 … 国内における地域制限は設けない。

③ 実施に伴う留意事項

ア 特別な事情(交通事情、相手先の都合等)により、6泊7日を超える期間が必要な場合、協議のうえ校長が判断する(ただし、合計宿泊数は規定を超えないこと)。

イ 海外での活動が必要な場合、合計泊数とは別に協議のうえ校長が判断する。

(4) 上記(1)～(3)の資格を同一年度に複数回獲得した場合の有効期間等

① 同レベルの資格を複数回獲得 … 最終獲得期を基準とする。実施回数は増えない。

② 上位レベルの資格を後から獲得 … 最終資格に、時期・実施回数を合わせる。

③ 下位レベルの資格に後から降格 … 降格前の高い資格に、時期・実施回数を合わせる。

(5) 成績に応じた加算に係る留意事項

① 上記加算項目については、体育協会や高体連専門部等の強化合宿、国内外の招待試合、特別な事情から校長が参加を認めた被災地支援事業等は含まない。

② 文化部の大会等、成績の判定が困難なものは、協議のうえ校長が判断する。

〈成績に応じて加算される項目〉

①全ての部共通	合計 ～8泊	合計8泊まで
		①期間 … 4月～3月まで(長期休業中、休日等) ②宿泊数 … 8泊まで(1回の合宿は、4泊5日以内) ③可能地域… 県内・八戸市・弘前市以南・秋田市以东・山形市・仙台市以北

②3大会 ベスト8以上	合計 ～12泊	合計8泊まで	+4泊以内
		①全ての部共通	①期間 … 資格を得た大会から1年間 ②宿泊数 … 4泊まで加算 ③可能地域… 東北・関東地方

③3大会 ベスト4以上	合計 ～18泊	合計8泊まで	+10泊以内
		①全ての部共通	①期間 … 資格を得た大会から1年間 ②宿泊数 … 10泊まで加算(1回の合宿は、5泊6日以内) ③可能地域… 北海道・東北・関東・北陸・東海地方

④3大会で 全国大会出場	合計 ～28泊	合計8泊まで	+20泊以内
		①全ての部共通	①期間 … 資格を得た大会から1年間 ②宿泊数 … 20泊まで加算(1回の合宿は、6泊7日以内) ③可能地域… 国内における地域制限は無し

9 各種団体等が企画する強化合宿等への参加について

(1) 参加の条件

- ① 生徒が各種団体の企画する強化合宿等へ参加する場合は、原則として休日・長期休業中とする。
- ② 各種団体が企画する強化合宿等への生徒の参加は、**保護者の責任のもとに許可**する。ただし、本校では教育的配慮から次の事項を指導するものとする。
 - ア 合宿への参加が、学習活動に支障をきたさないこと。
 - イ 授業への出席状況が、良好であること。
 - ウ 合宿等の活動が、生徒の進路希望からみて望ましいものであること。

(2) 公欠等の取り扱い

- ① 県教委等から強化選手に指定され、強化合宿等に参加する場合は公欠とする。

(3) 学校管理下以外での活動に、生徒が参加する場合の確認事項

- ① 引率者が他校教員の場合 … 当該校と本校校長で安全管理上の委任状を交わす(様式有り)。
- ② 引率者が教員でない場合 … 当該部顧問が、主催団体に傷害保険の加入の有無等を確認。
(海外活動に参加する場合) 保険加入が無い場合、教育振興会支出で傷害保険に加入。
- ③ 引率者が本校教員の場合 … 学校管理下と同じ扱いとなる。
 - ※ 保険加入等の確認後、確認処理として対外活動参加許可願の保険適用確認の欄に「済」を記入する。

10 部活動における安全指導等について

(1) 練習計画について

- ① 段階的な指導計画の確立及び指導指示を徹底する。
- ② 活動内容が適切かどうか確認し、個人差・能力差を配慮する。
- ③ 特に新入生・初心者の活動内容が適切であるか確認する。
- ④ 指導・監督ができない場合は、活動内容を明確に指示し、安全指導の徹底を図る。
- ⑤ **生徒の体力や精神力の限界を超えた指導や、体罰に当たる行為は厳禁である。**

(2) 健康状態の把握

- ① 健康診断の結果をチェックし、部員一人一人の観察を怠らない。
- ② 活動を制限する必要がある部員に対しては、活動の内容を明確に指示し守らせる。
- ③ 部活動終了後の健康観察を十分に行う。
- ④ 事故等が発生した場合の対応方法等を準備しておく。

(3) 活動に係る基本的態度の育成

- ① 規律ある態度・行動を保持させるとともに、ルールとマナーを厳守させる。
- ② 活動終了時刻を厳守させ、節度ある活動をする。
- ③ 注意は厳正、指示は明確にする。

(4) 活動場所および用具・器具の点検・整備

- ① 活動場所及び使用・器具等の事前点検と整理整頓を十分に行う。

11 その他の留意事項について

(1) 考査期間に係る部活動について

- ① 原則として、**定期考査の1週間前から部活動停止期間**とする。
- ② ただし、部活動停止期間および考査最終日から**2週間以内に大会がある場合は**、顧問の申請により平日は**1時間**、休日・祝祭日は**2時間以内の活動を認める**。部顧問は生徒指導課の担当者に事前に申告し、担当者が一括して「**特別部活動許可願**」を提出し校長の許可を得る。
 - ※ 考査実施日(最終日を除く)の活動は認めない。
- ③ 特別の事情により、上記条件を超えて部活動の実施を希望する場合は、「特別部活動許可願」により校長の許可を得ること。

- (2) 練習試合や通常の活動の計画に当たっては、大会を除き、**学習会や模擬試験等**と重複しないよう配慮すること。

- (3) 定期考査において欠点4科目以上または13単位を超えた者は、次の定期考査まで対外活動に参加することができない。また、問題行動による特別指導を受けた者は、解除後1か月を経過するまで対外活動に参加することができない。

- ① このことが対外活動に大きな影響を及ぼし、他の部員にも不利益が生じると顧問が認めた場合は、顧問の申請により対外活動参加に係る特別審査を受けることができる。
 - ② 申請に当たっては、対象者に対する指導計画を整え、迅速に申請すること。
 - ③ 活動承認の手続きは、「対外活動参加に係る特別審査規定」に基づいて実施する。
- ※ 学則および諸規程集を参照のこと。

「対外活動参加に係る特別審査規定」より

- 1 この審査会は「対外活動参加心得」第4項に基づくものとする。
- 2 審査会の構成は次のとおりとする。
副校長・教務主任・生徒指導主事・該当学年長・担任・部顧問
- 3 審査会は全体成績会議の直後に開催することを原則とする。該当部顧問は該当日の2週間前までに「対外活動特別参加許可願」を生徒指導課に提出する。
- 4 これにもとづいて生徒指導課が審査会を開催する。
- 5 次の項目に該当する生徒を審査の対象とする。
 - (1) 直近の定期考査の成績で、40点未満（100点満点）の教科・科目が4教科以上又は13単位を超えた者。
 - (2) 学年通算の成績が上記と同様の者。
 - (3) 特別指導等を受けた者で、解除後1ヶ月以内の者。
 - (4) 出席が常でない者。

- (4) 部活動従事報告書について
 - ① 該当する活動の従事後は、速やかに教員特殊業務勤務記録簿に入力すること。
- (5) 日本スポーツ振興センターの申請について（部顧問・本人記入 → 保健室）
 - ① 大会・合宿・練習等においては、「対外活動参加許可願」が提出されていることが、適応の条件となる。
 - ② 適応される事例が発生した場合は、養護教諭に申し出、所定の用紙に記入し提出すること。
- (6) 不來方賞について
 - ① 本校在学中に部活動等で表彰基準を満たした生徒を対象に、卒業式予行日に表彰する。
 - ② 表彰基準については、不來方賞検討委員会を経て明示する。
- (7) 外部コーチの委嘱について
 - ① 希望する部顧問からの要請に基づき、外部コーチを委嘱する。
 - ② コーチ謝礼については、原則、年額1万円とする。
- (8) セミナーハウスの利用について
 - ① セミナーハウスの使用規定、申し合わせ事項に従い利用すること。
- (9) 部費について
 - ① 部費で購入できるのは、3万円未満の物品であること。
※1 単価が3万円以上で、長期において形状が変わらないものは備品である。
※2 備品は、県費（事務室）、教育振興費（総務）での購入を検討すること。
 - ② 3万円未満で備品に準ずるもの（例 DVDプレーヤーなど）については、「消耗備品」として台帳に記載し、購入物品に整理票（シール）を貼付する。
※ コンセントからの電源を必要とする物品の購入に当たっては、事前に事務室担当まで申し出ること。
 - ③ 食品（サプリメント、ドリンク等を含む）の購入はできない。
 - ④ 年度末の駆け込み購入は厳に慎むこと（年間を通した購入計画を立てる）。
- (10) 部活動に係る申請様式等は下記を利用すること。

¥¥0700_不來方高等学校 ¥11_2024年度(R06年度) ¥01 分掌 ¥03 生徒指導課

¥00 各種様式 ¥★部活動関係様式

不来方高等学校セミナーハウス使用規定

- 1 セミナーハウスの利用を希望する部は、顧問が使用申請書及び合宿・研修計画書、対外活動許可願を合わせて、生徒指導課担当者に事前に提出する。
- 2 申請者は、担当者→生徒課長→副校長→事務長を経て校長の決裁を受ける。決裁後、職員室掲示の「セミナーハウス使用予定表」に記入する。
- 3 解錠・施錠は、使用責任者が行う。鍵は生徒課の担当者が管理し貸し出す。その管理については、施設使用中は指導員室の所定の場所に保管する。使用後は、生徒課担当者に返却する。また、生徒の指導員室の使用は原則として禁止する。
- 4 施設設備または、備品を破損もしくは紛失した場合は、速やかに生徒課担当者に届け出る。原則として使用者において弁償する。
- 5 所持品は、使用者自ら保管し、万一盗難紛失があった場合、その損失は使用者の負担とする。
- 6 使用後は、使用責任者が施設設備を復元し、戸締まり、管理、整頓、消灯、暖房機器の消火等を行い、必要な事後点検を受けること。
- 7 合宿等で生徒が宿泊する場合は、顧問も必ず同宿しなければならない。
- 8 他校が宿泊する場合は、原則として合同合宿とし、当該部の顧問（教員）も必ず宿泊する。ただし、他校が単独で宿泊を希望した場合は、該当顧問を通して起案して、校長の許可を受けなければならない。この場合で、使用中の事故や施設の不適切な使用、生徒に問題行動等が生じた場合は、直ちに使用を止めさせる。
また、単独使用を希望した学校については、その学校の顧問が宿泊すること。また、本校の該当顧問が、相手校顧問を副校長に面会させるか、初日に十分な時間を取り、施設利用の注意を徹底するか、いずれかの対応を通し利用の安全管理の責任を果たさなければならない。
- 9 同一期間に使用希望者が重複した場合は、関係者の協議により調整する。
- 10 合宿中の生徒の生活は、以下の各事項を厳守し、規律ある生活を行うこととする。
 - (1) 使用規定に従い、自主的活動で心身の鍛練や技能学習効果を図るものとする。
また、日常使用している他の部への配慮も大切にする。
 - (2) 施設設備を大切にし、用具等の後始末を確実に行うこと。
 - (3) 施設設備等を破損、損傷した場合は速やかに指導者に報告し実情に応じて弁償する。
 - (4) 節電、節水に協力し、消灯は原則として午後 10 時とする。
 - (5) 火気の使用に注意し、消火を必ず確認する。
 - (6) 合宿中は、原則として外出を認めない。特に必要のある者は指導者の許可を得ること。
 - (7) 栄養、睡眠、保健衛生には充分留意し、自己管理を徹底する。
 - (8) 各自の持ち物を整理、整頓に心掛け、盗難等に注意する。
 - (9) 非常時の避難経路をあらかじめ確認すること。
 - (10) 規定を守らない場合は、部屋などの使用や合宿を中止させることもある。

この規定は、平成 8 年 4 月 1 日より施行、平成 23 年 4 月 1 日一部改訂。

平成 24 年 4 月 13 日一部改訂

平成 25 年 4 月 15 日一部改訂

平成 31 年 3 月 31 日一部改訂

令和 5 年 5 月 24 日一部改訂

セミナーハウス使用規定に関する申し合わせ事項

- 1 生徒のみの使用を禁止する。顧問が同宿することが宿泊許可の条件となる。
※ 顧問は常に、急な地震・災害などに責任を持って対応する。
- 2 合宿等の利用は随時とし、HR活動、生徒会活動、研修会及び諸会議の利用には特に配慮すること。
- 3 食事は原則として業者に委託するが、軽食程度は、厨房を使用してよいこと。
- 4 寝具等は、業者より借り受けるか、各自用意すること。
※松本寝具 019-684-4041（借りる寝具類の数で金額が異なる。シーツは2泊まで交換しない。）
- 5 清掃、残飯等の後始末は各使用団体等で、責任をもって処理すること。
- 6 火災報知機、配電盤、ボイラー等には絶対手を触れないこと。
- 7 冬期においては水道の凍結を防ぐため、使用後は必ず止水栓を確認すること。
- 8 研修に必要でない物品は持ち込まないこと。
- 9 維持管理に係わる使用者の経費は、原則的に無料である。
- 10 校内引率者（顧問）の宿泊手当は、1泊1,500円とする（支出伺様式9で請求）。
- 11 単独使用を希望した相手校については、その学校の顧問が宿泊すること。
なお、本校の該当部顧問も必ず宿泊すること。
- 12 被災地支援事業以外の他校への貸し出しは、原則として全国大会出場の部（生徒）の顧問の紹介から優先的に受け入れる。但し、受け入れ期間中に使用上の問題などが生じた相手校については、本校生の問題発生同様、次回以降の受け入れについては、生徒指導課で規制を検討する。
- 13 同一期間に使用希望者が重複した場合は、関係者の協議により調整する。

合 宿 心 得

合宿練習は技術の錬磨と共に、心身の鍛錬を目的とするものである。すべて規則的な行動を送り、他人に迷惑を及ぼす行為のないように十分注意し、意義ある合宿練習にすること。

特に健康・安全面に留意し下記事項を厳守すること。

- 1 合宿許可（下記の書類を提出し、学校長の許可を得ること）
合宿許可願・合宿計画書（セミナーハウス利用時はセミナーハウス利用届も）
対外活動参加願
(1) 日程表の中に、1泊につき1時間以上の学習時間を設定すること。
(2) 練習日程等は具体的であること。
- 2 実施期間・実施日数・回数については、部活動顧問確認事項に準じる。
- 3 宿泊場所は、青少年の家・教育施設・セミナーハウス等、宿泊費が安価な施設を極力利用すること。
- 4 合宿中は生活規律や時間を厳守すると共に、健康管理や事故防止に十分注意すること。
- 5 宿舍内での楽器・音楽プレーヤー・ゲーム機等の音が出る機器の使用は禁止する。
- 6 夜間の無断外出や大声で騒いだり、他人に迷惑をかけることのないように注意すること。
昼夜を問わず外出する際は、顧問の許可を得ること。
- 7 活動場所・宿舍の清掃等は、各部が責任を持って行うこと。
- 8 空ビン・缶類、その他の屑類は、指定された場所に処理し、合宿終了後には特に整理・整頓すること。
- 9 青少年の家等で合宿をする場合は、その関係機関の諸規則に従って実施すること。
- 10 合宿中、身体変調をきたした場合は、直ちに顧問に申し出ること。
- 11 合宿費用は個人負担とする。

部活動に係る冬期間のストーブ等の使用について

厳冬期の部活動における生徒の健康等を配慮し、下記条件のもとストーブ等の使用を認める。

1 ストーブ等の使用許可条件について

- (1) 使用可能期間 12月～2月の、暖房の使用が必要と認められる日
※ 上記期間外でも生徒の健康管理上必要と思われる場合は相談のこと。
- (2) 使用可能時間 活動時間帯のみとする。
- (3) 使用可能場所 第1・第2体育館、柔道場、格技場、芸術棟、弓道場、セミナーハウス等
- (4) 火気責任者等 使用する場合は顧問が立ち会い、消火まで責任を持つこと。

2 灯油代補助(灯油給油)について

- (1) 県費 及び 教育環境支援会計 総務費「設備運用費」から灯油代を補助する。
- (2) 給油は、利用する部において行うこと。
- (3) 給油の際は、学校技術員と事前に連絡をとり、灯油管理を徹底すること。
- (4) 灯油代の節約に努めること。

3 体育館等におけるストーブ等の使用について

- (1) 第1体育館(4台)
 - ・式典用角型ヒーター：3台
 - ・小型ブルーヒーター：1台(バレー部所有)
- (2) 第2体育館(2台)
 - ・小型ブルーヒーター：2台
- (3) 柔道場(2台)
 - ・小型ブルーヒーター：1台(柔道部所有)
 - ・ジェットヒーター：1台(柔道部所有)
 - ・ファンヒーター：1台(柔道部所有)
- (4) 格技場(1台)
 - ・業務用ストーブ：1台
- (5) 芸術棟展示スペース(1台)
 - ・式典用角型ヒーター：1台
- (6) 弓道場(3台)
 - ・小型ブルーヒーター：1台(弓道部所有)
 - ・ファンヒーター：2台(弓道部所有)

4 使用時の注意事項

- (1) ボール等がぶつかりにくい場所に配置すること。
- (2) 「式典用角型ヒーター」を使用する場合、ガード用フェンスを設置すること。
- (3) その他、生徒の安全確保に十分留意すること。



式典用角型ヒーター